

第2章 各論

第1節 豊かな自然環境の保全と創造

1 多様な自然環境の体系的な保全

それぞれの地域が持つ機能が良好な状態で保全されるとともに、その連続性が確保されるよう、多様な自然環境を体系的に保全します。

また、自然公園などの地域には「緑地保存地域」を、農用地などの地域には「環境形成緑地」を指定し、適正に土地利用を規制・誘導することにより、緑地を保全します。

<現況>

天津市には森林から丘陵地、田園、市街地、琵琶湖や瀬田川に至る明確な地形的特徴があり、この多様な自然環境が豊かな生態系を保全し、天津らしい景観を形成するなど環境の基礎となっています。

特に、森林、丘陵地や農用地などは木材や農産物の生産の場であるとともに、動植物の生育・生息場所を提供し生態系の基盤となっています。また、国土保全、水源かん養、保健休養、自然景観形成等の多面的、公益的機能を持つなど重要な役割を果たしています。

平成20年度に実施した自然環境調査によると、天津市全域の緑被率は約82%、市街化区域の緑被率は約33%でした。⁽²²⁾

<実施事業等>

(1) 地域の自然的社会的特性に応じた自然環境の体系的な保全

ア 都市計画マスタープランの策定

本市の都市計画の基本的な方針として平成19年3月に策定した「天津市都市計画マスタープラン」において、まちづくりの理念の1つに「自然の力の保全・再生」を掲げ、水と緑あふれる自然環境を保全するとともに、自然と共にある暮らしをめざし、水辺や山際の環境を再生することを掲げています。⁽³⁰⁾

イ 農地の保全・整備

本市北部の主要河川の上流に位置し、急傾斜水田が集中する北小松、木戸(荒川、木戸、北船路)、伊香立、和邇(北浜、栗原)、仰木、雄琴千野、上田上(平野、桐生)地域においては、中山間地域等直接支払交付金制度を軸にして、耕作放棄の防止および農用地、農道・水路の保守点検等の管理を実施し、協定農地内の耕作放棄田の完全防止に努めました。これにより、中山間地域が有する水源の涵養機能、良好な景観形成などの多面的機能を確保し、下流域周辺の自然環境の保全を図りました。⁽¹⁹⁾

(2) 自然環境の基盤としての森林、丘陵地や農用地などの緑地の保全

ア 「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」の設定

平成18年12月に、市議会において「第4次天津市国土利用計画」が議決されました。この計画は国土利用計画法第8条の規定に基づいて、本市の区域の土地利用に関して必要な事項を定めるもので、自然的地域(森林地域及び田園地域)、都市的地域(既成市街地、再生市街地、進行市街地及び新市街地)、湖岸地域並びに歴史的地域のそれぞれにおける土地利用の基本方針を定めています。

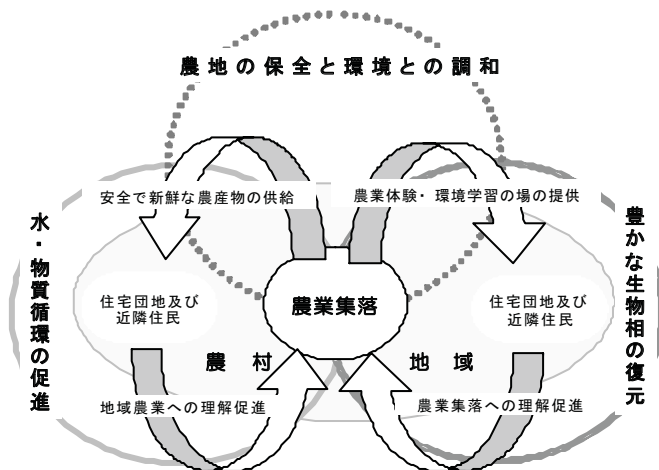
計画の中で、自然的地域の恵まれた豊かな環境を保全するため、第3次計画より位置づけてきた「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」について新たに指定された歴史的風土特別保存地区を含め、他の用途への転換を抑制するとしています。また、新たに志賀地域への区域を拡充していきます。

「緑地保存地域」とは、市街地背後の緑の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域、「環境形成地域」とは、独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域です。(1)

(3) 環境保全型農林水産業の推進

ア 大津市農業農村環境整備計画事業の実施

大津市農業農村環境整備計画策定委員会での検討を経て、平成12年3月に「大津市農業農村環境整備計画」を策定しました。これは、大津市の豊かな農村環境を保全・再生するために『里山、ため池、田園の恵みに満ちた湖都の農村づくり』をテーマに掲げ、農業振興地域の環境保全に対する基本的な考え方や農業農村整備事業における基本的対応策を示しています。(20)



イ 環境保全型農林水産事業の実施

- 仰木平尾地区において、棚田復田のための地域活動やボランティア活動を支援しています。復田エリアの拡大やボランティア組織の強化を図るとともに、また、学識経験者によるアドバイスにより、棚田オーナー制度の新規企画等の新たな視点での取り組みが展開されました。上仰木地区では、地域振興策としての棚田保全活動の組織づくりを支援しました。(20)
- 災害により被害を受けた農地及び農業用施設について、その機能を速やかに回復するため、農地、農業用施設災害復旧事業を実施しました。(農地災害復旧事業8件・農業用施設災害復旧事業11件)(20)
- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮の確保を図る目的で、森林施業の実施に必要な地域活動を確保する支援策として森林整備地域活動支援交付金を交付し、森林内の既存歩道の草刈り、補修による維持管理及び新設、森林の被害状況確認等を行いました。また、森林の育成に対し、間伐、枝打ちなどの補助施策を講じました。(19)
- ほ場整備事業として、田上関津地区で確定測量、上仰木・上仰木Ⅱ地区で換地計画、換地処分、佐川地区で換地計画原案の作成、井戸2箇所の設置工事を実施し、区画整理に伴う不耕作地の解消と水路整備により、田園の景観の保全や水の循環に伴う生態系の保全を図りました。また、ほ場整備区域内に設置した循環型反復利水のため池により、水の有効利用と濁水の防止を図りました。(20)
- 化学農薬や化学肥料の使用を通常の5割以下に削減する「環境こだわり農産物」の栽培への取り組みを推進するとともに、農業から排出される使用済み廃プラスチックの適正処理を推進しました。(19)
- ため池、水路、道路等の土地改良施設の多様な機能の維持管理及び増進に係る住民活動の活性化を図ることを目的に、啓発活動を実施しました。(20)

2 生物の多様性の確保

多様な生態系を保全していくとともに、動植物の生息・生育状況を把握し、それらを保全することの大切さについて理解を広めます。

緑地の整備や動植物の保全、復元などに際しては、現存植生、潜在自然植生や本来そこに生息・生育していた動植物を基本とします。

また、豊かな生態系は、農林水産業を中心とした適度な土地の利用や管理によって保全されてきたものであるともいえ、環境保全型農林水産業の推進をはかります。合わせて、市民参加による新たな保全のしくみについても考えていきます。

<現況>

多様な自然環境を反映して、森林から里地、水辺、湖沼の生き物まで多くの種類の生き物が生育・生息しています。特に、里山や水田、畑、ため池、小川、河川などが一体となって多様な生態系を形成しており、このような里地に多種類の生き物が生息していることが大津の特徴となっています。

平成20年度実施の大津市自然環境植生調査、及び平成21年度実施の大津市自然環境動物調査による動植物の生息・生育状況は次のとおりでした。

植物（平成20年度調査）

森林植生、草本植生を併せて約70タイプの植物群落を確認されました。この多くは植林地・耕作地植生、代償植生であり、自然植生は比良山地の高標高地や田上山地等に小面積で残っています。

貴重植物群落としては、比良山系にクロモジブナ群集、アシウスギブナ群落等の分布がみられ、貴重植物としては、南部に、カミガモシダ、アイナエ等の分布が確認されています。

動物（平成21年度調査）

大津市は面積が広く、地形的にみても比較的標高の高い山地から丘陵、平野部まで種々の地形が存在することから、生息している野生生物は多岐にわたっています。

市北部に位置する比良山地は武奈ヶ岳(1,214m)を最高として、滋賀県で最も高い山地のひとつです。また、安曇川を隔てた西側の丹波高地の一部も800～900m級の標高を有しています。この山地帯には、ツキノワグマ、カモシカ等の奥

相対自然度



山型の哺乳類や、渓流域のハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ナガレヒキガエル等の生息も知られています。また、昆虫類では山地性のミドリシジミ類を多産し、エゾハルゼミ、コエゾゼミ、ルリボシヤンマ等、近畿地方でも高標高の山地のみに分布するグループが多く見られます。近畿地方ではブナ帯の存在自体が高い価値を有しており、これらの山地は市域で最も自然度の高い貴重な地域といえます。

大津市域に生息する種として、哺乳類では 7 目 15 科 29 種、は虫類は 2 目 7 科 16 種、両生類は 2 目 6 科 19 種、昆虫類(河川昆虫類を含む)は 21 目 327 科 2,299 種、鳥類は 14 目 36 科 115 種の記録が確認されています。

＜実施事業等＞

(1) 多様な生態系の保全

- 湖辺生態系の基盤であるヨシ群落を保全するため、真野地域から瀬田南地域にかけて 7 学区 10 地域で、地域住民等が実施するヨシ刈り等の保全活動の支援を行うほか、広く市民や企業等の参加を求めて「大津市民ヨシ刈り」を実施しました。⁽²²⁾
- みずすまし推進協議会の取組として、南小松排水路と上田上新免において、生き物観察会を実施しました。参加した子どもたちは、工事改修後 20 数年経過している排水路が工事直後とは比較にならないほど自然豊かになっていることを実感し、生き物を育む田んぼへの理解を深めました。⁽²⁰⁾
- 農地・水・環境保全向上対策事業として、14 地区(23 集落)が市と協定を締結され、農地・水路等の適切な管理、田園景観、田園の生き物を守り育む共同事業が実施されました。また、環境負荷低減を図る営農に係る助言、指導を行いました。⁽¹⁹⁾

(2) 動植物の生息・生育状況の把握と情報の提供

ア 身近な環境調査員～環境夢先案内人～による身近な生き物等の調査

平成 3 年度より「身近な環境調査員」を公募し、自然環境を中心に身近な環境に親しみながら調査をしていただきました。これまで、ホタル、ヨシ、ユスリカ、赤トンボ、水辺の鳥、たんぼぼ、ツバメ、酸性雨、環境宝物、魚、サクラ、ミミズ、ドングリなどの調査を実施しました。これらの結果は「分布地図」や「調査報告書」としてとりまとめ、情報提供者の他、小中学校に配布するとともに、『大津のかんきょう宝箱』や大津市のホームページで情報提供しました。また平成 16 年度からは、環境情報システム Web 版「かんきょう宝箱」を用いた情報収集・提供を行っています。⁽²²⁾

(3) 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づく自然保護施策の推進

ア 保護地区の指定

大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づき、「瀬田川自然保護地区」を保護地区に指定しています。⁽³⁵⁾

自然保護地区の概要

指定年月日	昭和 55 年 8 月 1 日
保護地区の名称	瀬田川自然保護地区
指定する土地の区域	瀬田川河川敷で鹿跳橋の上流 875 メートルの地点から鹿跳橋の下流 200 メートルの地点までの区域(面積 62,776 平方メートル)
指定の内容	瀬田川の河岸、河床に存在する甌穴(おうけつ: 大小さまざまな丸い穴のあいた岩石)を含む指定区域内の自然景観(鹿跳橋を除く。)

イ 保護樹木・保護樹林の指定

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木・保護樹林」として指定しています。

現在、自然災害等で指定解除したものを除き、23本の保護樹木と5つの保護樹林を指定しており、その所有者に対して自然環境保全活動助成金を交付して、保護に努めています。(35)

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

- ア. 市街化区域内に所在すること。
- イ. 樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
 - 地上より1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上である。
 - 地上より高さが15m以上である。
 - 株立ちした樹木では、地上より高さが3m以上である。
 - はん登性樹木では、枝葉の面積が30㎡以上である。

保護樹木

指定番号	樹木名	幹周 (cm)	樹高 (m)	推定 樹齡	所在地	所有者
3	ケヤキ	282	15	100	和邇中298	大津赤十字志賀病院
4	イチョウ	210	15	150	札の辻4-26	本願寺近松別院
5	イチョウ	205	16	150	同上	同上
7	カヤ	290	13	200	松本一丁目8-25	平野神社
9	エノキ	379	23	200	西の庄15-16	石坐神社
10	イチョウ	435	24	600	木下町7-13	和田神社
12	ケヤキ	310	22	300	同上	同上
13	ケヤキ	350	26	400	中庄一丁目14-24	篠津神社
14	クスノキ	188	13	70	園山一丁目1-1	民間企業
15	カツラ	330	13.7	300	三井寺町4-1	長等神社
17	クスノキ	325	21.1	350	皇子が丘一丁目15-38	個人住宅
18	クスノキ	335	23.9	350	同上	個人住宅
19	イチョウ	345	21.1	300	下阪本五丁目8-5	巖島神社
21	イチョウ	200	13.2	130	本堅田一丁目22-30	本福寺
22	シイ	500	14.1	300	坂本六丁目1-19	大將軍神社
23	イチョウ	380	25.6	300	京町二丁目1-16	善通寺
25	クスノキ	267	18.6	200	大江二丁目28-41	西徳寺
26	ケヤキ	336	23.4	300	苗鹿一丁目9-13	那波加荒魂神社
28	ケヤキ	525	23.0	400	滋賀里三丁目1	倭神社
29	クスノキ	270	23.9	250	同上	同上
34	ムクロジ	240	15.6	200	下阪本六丁目8-10	磯成神社
36	ツブラジイ	450	12	300	堅田二丁目1-1	民間企業
37	クスノキ	400	11.5	150	堅田二丁目1-1	民間企業

保護樹林の指定基準は次のとおりです。

- ア. 市街化区域内に所在すること。
イ. 樹林を形成する樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
○ 樹林の面積が 330 m²以上である。
○ 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが 30m以上である。
○ 並木をなす樹木の集団で、その並木の長さが 100m以上である。

保護樹林

指定 番号	樹林名	面積 (m ²)	所在地	所有者
1	御霊神社の森	2,570	鳥居川町14-13	御霊神社
2	高穴穂神社の森	3,647	穴太一丁目3-1	高穴穂神社
3	膳所神社の森	5,728	膳所一丁目14-14	膳所神社
4	平津の森	12,926	平津二丁目9-13	戸隠神社
5	寺辺の森	14,700	石山寺二丁目13-16	新宮神社

3 身近な自然の保全と創造

野生生物の生息・生育機能の乏しい市街地を中心に、河川・水路の多自然化、自然性の高い公園や学校等の施設整備、新たな生物生息空間(ビオトープ)の創造を進め、連続性を高めます。

また「緑の基本計画」に基づき、総合的計画的に緑化を推進します。

<実施事業等>

(1) ビオトープの保全・管理及び創造

- 逢坂小学校敷地内では、平成 9 年度から「びわ銀 緑と水の基金助成事業」の一環として、ビオトープ(生物飼育池 27 m²)を設置し、総合的な学習の場を創出しています。⁽⁵⁵⁾
- 富士見小学校敷地内では、平成 11 年度から地域が進める「蛍の里づくり構想」の一環として、カワニナ飼育池(24 m²)を設置し、地域活動と連携しています。⁽⁵⁵⁾
- 伊香立小学校敷地内では、平成 14 年度から、みずすまし支援事業として、小学生、保護者、地域住民が協力して、ビオトープを設置して、地域と連携した環境学習の場を創造しています。⁽⁵⁵⁾
- 膳所小学校敷地内では、平成 16 年度にパワーアップ活動支援事業として、同校PTAがビオトープ(生物飼育池 24 m²)を設置し、市街地内に身近な自然空間を創出しています。⁽⁵⁵⁾
- 真野中学校敷地内では、平成 18 年度に創立 20 周年記念事業の一環として、同校PTAがビオトープ(生物飼育池 40 m²)の設置を行い、豊かな人間関係づくりの場を提供しています。⁽⁵⁵⁾
- 瀬田公園内にあるビオトープ(自然観察園路)の保全と管理を行っています。⁽³⁵⁾
- 市民ボランティアや地域実行委員会が実施するヨシ刈り等のヨシ保全活動や、河川愛護団体による河川清掃、「ホテルを守る会」等によるホテルの育成や環境づくりの推進に対する支援を行いました。⁽²²⁾
- 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線(札の辻工区)の整備を図りました。⁽⁴⁰⁾
- 河川改修工事に係る環境保全型ブロック護岸を国分川(L=20m)、よしの川(L=127m)で整備しました。⁽⁴³⁾

(2) 緑化の推進

緑のまちづくりを推進するために、植樹運動の展開、緑化行事の開催等を行っています。

ア 法令等に基づく緑化の推進

- 大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき、平成 12 年度に策定した特定事業等に係る環境配慮指針に基づき、特定事業を行う事業者に緑化及び景観形成への配慮を求めています。生活環境影響事業として 13 件の事前協議を行いました。⁽²²⁾
- 開発区域に風致地区が含まれる場合や、開発区域の面積が0.3ha以上の場合、大津市開発事業指導要綱及び大津市開発事業技術基準に基づき、緑地確保の指導を行っています。⁽³⁶⁾
- 都市緑地法に基づいて、市と住宅地を形成する地区との間に、緑地の保全又は緑化に関する緑地協定を締結し、生垣の設置などにより自らの土地の緑化や樹木の保全を推進しています。宅地開発等に伴い、下阪本地区、琵琶湖畔大津唐崎苑地区、秋葉台、比叡平地区等で緑地協定が締結されています。⁽³⁵⁾

イ 公共空間・施設の緑化推進

- 新たに建設した公共施設には、緑地スペースを設けるとともに、緑地帯の日あたりに配慮した建物配置計画を行いました。また、大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく本市中高層建築物の建築については技術基準に基づき、施設の緑化推進に努めました。⁽⁴²⁾

ウ 地域緑化活動の推進

- 街角の花苑として景観の創出を目指し、手のひら花苑事業や花街道事業として花苗の支給をおこないました。⁽³⁵⁾
- 自然に親しみ、人と人のふれあいや連帯意識を深めながらまちづくりを進めるため、市民センター敷地をはじめ、公共の敷地や自治会館の敷地を拠点として、市民の手による「花壇づくり」「花づくり」活動を展開したほか、「花づくり講習会」「花づくり写真コンクール」を実施し、活動の奨励に努めました。⁽⁸⁾
- やすらぎのある緑のまちづくりを推進し、花や緑に囲まれた楽しいひとときを提供するため、4月と10月になぎさ公園サンシャインビーチで開催した「おおつ花フェスタ」をはじめ、5月には「びわ湖大津館ローズフェスタ」など、各種緑化イベントを開催しました。花や緑の即売コーナーやミニガーデンコンテスト、花と緑のガレージセール等に多くの市民の方に参加していただきました。⁽³⁵⁾
- 一里山公園緑のふれあいセンターにおいて、4月に、「花と音楽のフェスタ」を開催しました。山野草の展示・即売、それぞれの教室の作品展示、フリーマーケット、花の販売、出店のほか、ハーモニカ・大正琴・フルート・箏等の演奏もあり、約1,800人の参加者がありました。⁽³⁵⁾
- 公園をはじめとした市域の緑の保護育成に不可欠な適切な維持管理のため、緑を愛する市民意識の実践の場として、地域の各種団体による公園愛護団体の組織化・育成を進めました。平成21年度には、自治会などの組織からなる公園愛護会が102カ所91団体あり、都市公園の清掃、除草などの活動が行われました。⁽³⁵⁾
- 平成5年度に発足した(財)大津市公園緑地協会では、家庭緑化や街の緑化を支援しています。



(3) 自然愛護思想の普及

市民共通の財産である大津の豊かな自然環境を守り育て、次の世代に伝えるため、また市民一人ひとりに緑の恩恵について理解と認識を深めてもらうために、学校教育、社会教育、各種の団体活動等を通じて緑を愛する市民意識の高揚に努めています。

ア 大津緑の少年団の育成

緑の少年団は、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプ等のレクリエーション活動を通じて、子どもたちが自然を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体で、平成7年4月に設立されました。少年団員は大津市内の小学生が対象で、自然観察会、緑の募金街頭活動等を行っています。⁽³⁵⁾

イ 大津市の花、木、鳥

大津の豊かな自然を象徴するまちのシンボルとして公募し、平成3年3月に大津市の花、木、鳥が選定されています。

選定の理由は次のとおりです。

(7) 大津市の花 叡山（えいざん）すみれ

「叡山」という大津市内の地名がついたスミレ科の多年草。松尾芭蕉が小関越を通ったとき、「山路きてなにやらゆかしすみれ草」と句を残しているなど、大津にゆかりの深い花です。



(イ) 大津市の木 山桜（やまざくら）

日本原産の落葉広葉樹であり、「さざ波や志賀の都は荒れにしを昔ながらの山桜かな」という歌に代表されるように、長等山は古くから桜の名所です。この他市内各地で山桜にちなんだ和歌が詠まれています。現在でも市内の多くの公園に植えられ、市民に親しまれています。



(ウ) 大津市の鳥 ゆりかもめ

かもめ科の鳥でその優美な姿から「都鳥」とも呼ばれています。琵琶湖周辺でどこでも見られ、市民になじみ深い鳥です。冬鳥ですが琵琶湖に留まるものも多く、年間を通じて見ることができます。渡り鳥として世界を広く移動することから「国際文化観光都市・大津」の国際性を象徴するものです。



第2節 人と自然との豊かなふれあいの確保

1 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいは、自然に対する理解を深め、自然環境保全の意識を育む大切な機会であることから、自然とふれあえる施設の整備や活動等を積極的に行います。

菜園としての機能の他、自然とのふれあい、休養、レクリエーション等の役割を果たすファミリー農園の整備と活用を進めます。

また、活動を推進するために自然学習等の指導者の育成や情報を提供します。

<実施事業等>

(1) 自然体験空間の整備

ア 自然体験ができる地域や施設の整備

- 自然豊かな葛川の森林や自然を体験できる葛川森林キャンプ村を管理運営しています。(19)
- 田上市民運動広場のキャンプエリアは、周辺環境を配慮して、平成16年度からデイキャンプエリアとして通年運営しています。桐生若人の広場も通年で運営しています。(58)
- 比良げんき村は、琵琶湖が眼下に広がり深い緑に囲まれた野外活動施設です。天体観測施設や木工等実習室、キャンプ場、木製遊具、多目的広場等の施設があり、年間を通じて運営しています。(58)
- 自然の中で集団宿泊体験ができる葛川少年自然の家を運営しています。(64)

(2) 自然とふれあう活動の推進

ア ファミリー農園の整備と活用

市内の遊休農地を有効活用して市民が土に親しむ機会を提供することにより、農業への理解を深めることを目的に、ファミリー農園を開設しています。管理運営は大津市ファミリー農園運営委員会が行い、多くの市民に自然とのふれあいや収穫の喜びなどを体験していただきました。また、遊休農地の解消の一助ともなりました。

(19)

ファミリー農園の整備状況

	農園名	面積(m ²)	区画数
1	堅田一丁目	740	26
2	滋賀里	2,485	78
3	高砂	500	17
4	鏡が浜	2,050	80
5	国分西出	1,226	39
6	国分西出	1,378	50
7	北大路三丁目	1,850	61
8	黒津	1,481	51
	計	11,710	402

イ 自然観察会等の開催

身近な自然に触れ、自然を大切に守り育てる心を育むために、毎年、初夏と秋の年2回「自然観察会」を、市自然保護指導員連絡会と共催で開催して、植物や野鳥などの自然を観察しています。また、冬の琵琶湖を訪れる水鳥たちの生態を観察する「水鳥の観察会」も年1回開催しています。

それぞれに多くの市民が参加し、自然の美しさ、自然の中で過ごすことの楽しさを知ってもらうことで、自然の大切さを啓発しています。

ウ 一里山公園「緑のふれあいセンター」における活動

平成12年4月にオープンした一里山公園「緑のふれあいセンター」は、安全快適な心なごむ環境の公園で、花や緑に親しみ、育てることを通じて、高齢者や障害のある人、子どもたち、市民の方々など、さまざまな人々が交流し、互いに思いやりや助け合いの心を育んでいく施設です。公園内には、人々の交流と街の緑化のための講習やイベント等に活用できる多目的ホールや園芸に関する図書の資料コーナー、体験コーナー、花づくりのためのセルフガーデン「市民花園」や「運動広場」、「遊具の森」等があり、誰もが気軽にガーデンライフを楽しむことができます。

平成21年度に実施した事業は次のとおりです。

- 11月に、「菊づくり教室」の受講者と愛好者による「菊花展」を開催し、菊を通しての交流の場となりました。⁽³⁵⁾



エ その他

- 平成16年度より運用している市民向け環境情報システム、Web版「かんきょう 宝箱」で、自然とふれあう活動や場の情報収集・提供を行いました。⁽²²⁾
- 大津市自然保護指導員に対し、研修会を実施しました。⁽³⁵⁾
- ホームページを通じて、農村等の地域のイベント情報を発信し、交流を促進しました。⁽¹⁹⁾

第3節 環境に配慮した土地利用の推進

1 環境に配慮した土地利用の推進

土地の自然環境の特性を反映した望ましい土地利用が図られるよう、その方向を示します。

また、望ましい土地利用が図られるような規制・誘導策、開発事業等の調整、必要情報の提供などを進めます。

<現況>

本市には、琵琶湖国定公園(昭和25年指定)、三上・田上・信楽県立自然公園(昭和44年指定)及び朽木・葛川県立自然公園(昭和46年指定)の3つの地域指定があります。

ア 琵琶湖国定公園(95,958ha)

比叡山系・音羽山系の山々を中心に琵琶湖、瀬田川及びその両岸の一部がその範囲で、山々と琵琶湖の美しい自然の景観と比叡山のような歴史的環境に恵まれた公園です。

イ 三上・田上・信楽県立自然公園(18,177ha)

湖南アルプスとよばれる田上山地のゆるやかな山並みを中心に構成された自然公園で、ほとんどが花崗岩質であり風化が著しく、アカマツを中心とした植生とで美しい景観を形成しています。

ウ 朽木・葛川県立自然公園(14,342ha)

安曇川源流の渓谷と後背地の山々で構成される景勝地。花折断層といわれる地形上注目すべき断層が横たわっており、山が深く一部に残る天然林は野生動物の良好な生息環境となっています。また、この地域は、スギ、ヒノキを中心に良質の木材の産地です。

<実施事業等>

(1) 自然環境の特性を配慮した土地利用の推進

ア 風致地区の指定

都市計画法第8条に基づき、都市の良好な風致を維持するため、市内には12の風致地区が設けられています。風致地区等の地域地区制度を活用することにより、自然環境の特性に配慮した土地利用の推進を図っています。

平成21年度に実施した事業等は次のとおりです。

- 風致の保全を図るため、風致地区内における建築等の規制に関して、116件の協議、許可申請等を受け、審査・許可業務を行いました。

(31)

イ 保安林の指定

森林は、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全・創出などの重要な役割を果たしています。このような森林を保安林と位置付け、伐採の制



限等必要な管理を行っています。(19)

(2) 開発事業等の計画の早い段階からの環境配慮システムの整備

ア 大津市開発事業指導要綱に基づく良好な環境づくり

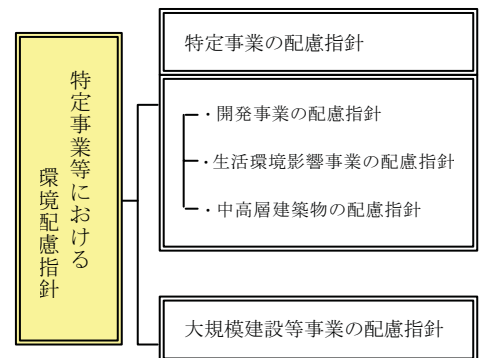
大津市のすぐれた自然環境を生かし、市民生活における良好な環境を確保し、調和の取れた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、「大津市開発事業指導要綱」を定め、環境保全、騒音、振動、粉じんの対策、水質汚濁対策、土壌汚染対策、電波障害対策、日照対策、文化財保護等について必要な措置を求めています。

イ 特定事業等における環境配慮指針に基づく事前協議

人々の生産活動や事業活動はそれを取り巻く環境(自然環境、生活環境など)に何らかの影響を与えることになります。「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」では、これら事業活動のうち一定の要件を満たすものを特定事業(開発事業、生活環境影響事業及び中高層建築物の建設事業)、又は大規模建設等事業として定め、事前協議制度などを通じて、事業者对环境への配慮を求めるとともに公害防止に努めるよう指導しています。

これらの指導について、事業者が事業計画の早い段階から環境への自主的、積極的な配慮を行い、環境への負荷低減と公害防止に努めるための指針として、環境配慮指針【特定事業等編】を策定しています。平成21年度には、13件の生活環境影響事業に関する事前協議と、2件の大規模建設等事業を受け付け、環境に対する配慮を指導しました。(22)

特定事業等における環境配慮指針



第4節 資源循環とエネルギー効率化の推進

1 ごみ減量の推進

ごみ減量を進めるために、あらゆる機会を通じて市民意識の高揚に努めます。

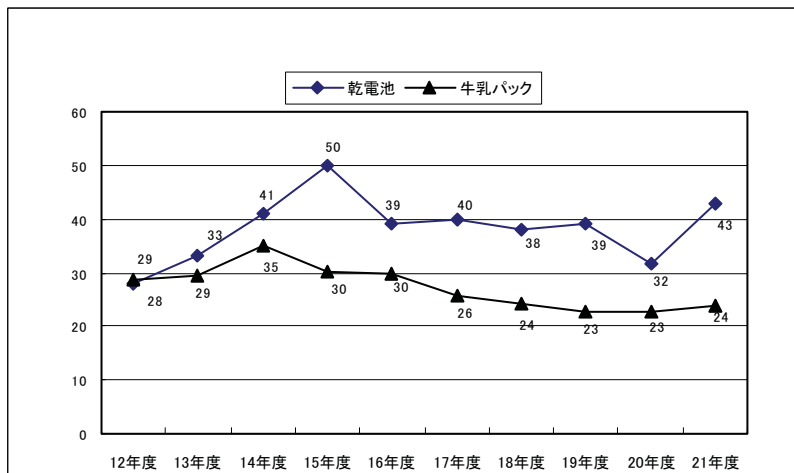
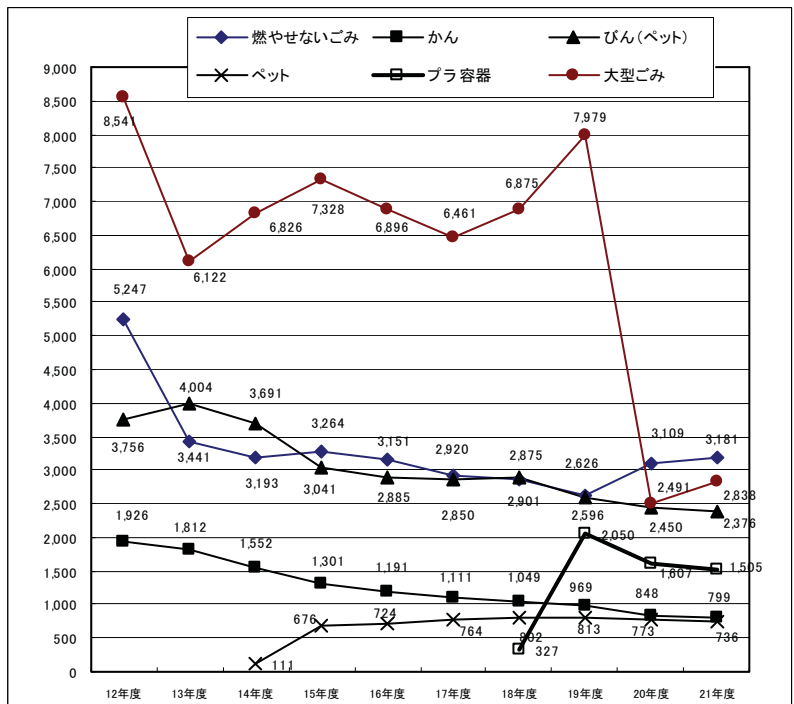
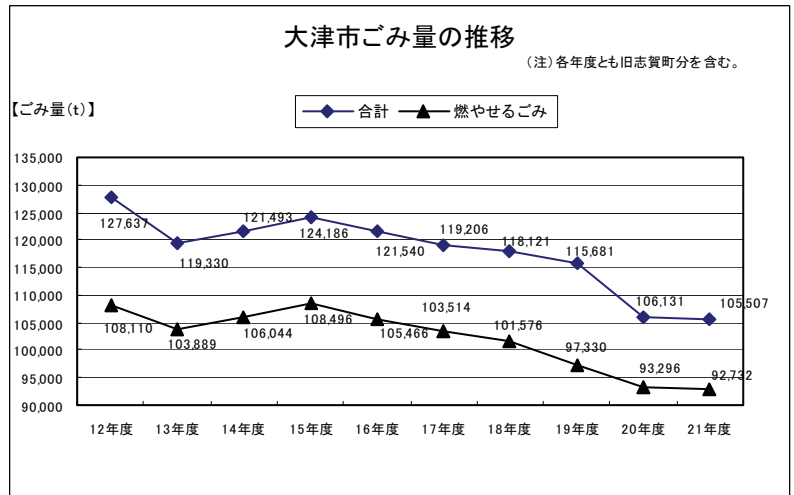
リサイクル等の推進の考え方として、まず第1に、物の使用量を減らしてごみの発生を抑制します。第2に、使用済み製品の再使用を進め、第3に、回収されたものを原料として利用するリサイクルを進めます。また、再生品利用を積極的に進めます。それらが困難な場合や適切でない場合は、エネルギーとしての利用を推進し、最後に、発生した廃棄物は、適切に処理します。

ごみを生み出さないまちづくりを進めるために、体制の整備やシステムの整備によりリサイクルを推進します。

< 現況 >

人口の増加や生活様式の変化により、ごみの排出量は増加し、プラスチックや複合材料を使用した製品の増加、大型化する家電製品などにより、ごみ質が変化し処理困難物も増えています。このままごみを増加するに任せれば、早々に施設処理能力の限界を超え、円滑な都市機能と快適な生活を妨げることにもなりかねません。そのため、ごみ減量に向けての資源循環と低環境負荷を目指した社会の構築に向けて「大津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を平成13年3月に策定し、平成17年度には中間見直しを行い、資源循環型・低環境負荷型の社会に向けての取り組みを推進しています。

ごみ量の推移をみると、昭和50年代半ばには市民ぐるみの運動と新ごみ処理体系により、劇的なごみ減量を実現したものの、昭和60年代以後の好景気や人口増加、ごみ質の変化等により再びごみ量が増加しは



じめ、その傾向が続いていましたが、平成 13 年度以後おおむね減少傾向が見られます。

平成 21 年度の天津市全体のごみ量は 105,507t となり(平成 20 年度のごみ量から約 600t(約 0.5%)の減少)平成 21 年度は燃やせるごみが 92,732t で、全体の約 88%を占めていました。

< 実施事業等 >

(1) 市民意識の高揚

ア ごみ減量と資源再利用運動の推進

昭和 56 年 5 月 30 日に発足した「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携を取りながら、「天津市総合計画基本構想」で、基本政策の一つとして掲げている「資源を大切にすまちづくり」を目指して、ごみの減量とリサイクル推進の事業について、市民・事業者にも周知啓発を行い、意識の向上に努めています。

また、ごみの適正排出の啓発、環境学習副読本「くらしとごみ」の作成、親子リサイクル教室の開催、ごみ減量と資源再利用推進会議の総会等を開催しています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携しながら、地域の環境整備推進委員の協力で適正排出の啓発を行い、ノーポイ運動の街頭啓発などごみ減量等への市民啓発を行いました。⁽²³⁾
- 10 名の教職員を委員に任命して作成した環境学習副読本「くらしとごみ」を市内の全小学校 4 年生を対象に配布しました。⁽²³⁾

イ リサイクルマーケット・イン天津

使い捨ての生活を見直し、各家庭にある不用品を必要とされる人に提供することにより、資源の再利用を推進し、その機会を提供することで市民意識の向上を図るために、「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携して「リサイクルマーケット・イン天津」を開催しています。特に自治会を中心に、各学区から不用品を提供していただくことで再利用の意識を広く地域に啓発できました。この事業は平成 4 年度から実施しており、実施状況は次のとおりです。⁽²³⁾

リサイクルマーケット・イン天津の実施状況

年度	開催日	出店数	入場者数(人)
平成 14	9 / 23	55	6,000
15	9 / 23	55	6,000
16	9 / 23	55	5,500
17	9 / 23	65	5,000
18	9 / 23	65	3,250
19	9 / 23	65	5,000
20	9 / 23	65	5,000
21	9 / 23	65	3,250

ウ 消費生活における各種啓発活動の実施

消費生活センターでは、家具や家庭用電化製品、自転車などのリサイクル品の仲介を行っています。また、消費生活における環境問題をテーマにした情報提供や啓発事業を行っています。⁽¹⁰⁾

(2) リサイクル等の推進とごみ減量

ア 古紙資源化事業

リサイクルによる資源の有効利用と自然環境の保全、さらにはごみ処理施設に搬入されるごみの減量を目的に、平成 5 年 4 月から、古紙回収を実施する市民団体、並びに市内の古紙回収業者を対象とした古紙再

資源化促進補助制度を実施しています。

また、「ごみ減量と資源再利用推進会議」の「紙の日」運動は、現在 14 学区で実施されています。その他に、牛乳パック回収運動などの資源回収運動を支援しており、市内の小中学校・支所に集められた牛乳パックは社会福祉協議会が回収・運搬を行い、福祉支援にも役立てています。

このような市民運動により、平成 21 年度は、古紙 12,770t、牛乳パック 24tを資源として回収しました。⁽²³⁾

古紙回収量の推移

年	古紙回収量 (t)				牛乳パック 回収量 (t)
	指定業者	指定業者以外	紙の日運動	合計	
平成 14	8,364	1,822	1,804	11,990	35
15	8,486	1,802	1,694	11,982	30
16	8,895	1,835	1,730	12,460	30
17	9,143	1,889	1,589	12,621	26
18	10,132	1,958	1,529	13,619	24
19	10,678	1,985	1,390	14,052	23
20	9,990	2,347	1,203	13,540	23
21	9,389	2,238	1,143	12,770	24

(注) 平成 16 年度までは、旧志賀町分を含まない。

イ かん、びん、ペットボトル資源回収

大津市における「かん」の回収量は、スチール缶の生産量の減少や地域での資源回収の推進、集積所におけるアルミ缶の持ち去り行為の発生などにより減少傾向が見られ、「びん」についても生産量の減少などにより回収量は減少傾向が見られます。一方、「ペットボトル」は増加傾向にありましたが、平成 20 年度については、初めて減少に転じています。なお、平成 19 年 2 月から新たにプラスチック製容器包装のうち袋類、パック・カップ類、ボトル類の 3 品目について分別収集を開始し、平成 21 年 10 月より「プラマーク」のついているもの全てに収集対象を拡大し、分別収集をしています。また、「びん」については有色と無色透明びんを統合して収集しています。⁽²³⁾

かん、びん、ペットボトルの資源化量

(単位 : t)

年度	種類	施設運搬量 (A)	資源化量 (B)	資源化率 (B/A) (%)
平成 14	かん	1,400	960	68.60
	びん	3,532	有色 364	34.05
			無色透明 379	
ペットボトル		460		
15	かん	1,166	849	72.81
	びん	2,817	有色 261	18.25
			無色透明 253	
ペットボトル	620	499	80.48	
16	かん	1,069	773	72.31
	びん	2,675	有色 285	22.77
			無色透明 324	
ペットボトル	661	519	78.52	
17	かん	1,111	811	72.99
	びん	2,850	有色 311	21.15
			無色透明 292	
ペットボトル	765	560	73.25	

18	かん	1,049	768	73.20
	びん	2,901	有色 327	23.02
			無色透明 341	
	ペットボトル	802	602	75.16
プラスチック容器	327	288	88.11	
19	かん	969	737	76.06
	びん	2,596	有色 280	21.92
			無色透明 289	
	ペットボトル	813	692	85.12
プラスチック容器	2,050	1,833	89.41	
20	かん	848	640	75.41
	びん	2,450	有色 302	24.41
			無色透明 296	
	ペットボトル	773	692	89.51
プラスチック容器	1,607	1,421	88.41	
21	かん	799	642	80.45
	びん	2,376	有色 287	23.52
			無色透明 272	
	ペットボトル	736	657	89.30
プラスチック製 容器包装	1,505	1,342	89.12	

(注)平成16年度までは、旧志賀町分を含まない。

ウ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集の推進

平成21年度に実施した事業は次のとおりです。

- 平成19年2月にプラスチック製容器包装のうち袋類、パック・カップ類、ボトル類の3品目について、分別収集を開始し、一定市民に定着してきたことから、平成21年10月にプラマークのついているもの全てに収集対象を拡大しました。⁽²³⁾

エ 家庭用生ごみ処理機活用事業

平成12年5月より、家庭から生じる生ごみの減量化・堆肥化を図り自家処理等の活用を促進するため、家庭用生ごみ処理機購入経費の1/3(補助限度額20,000円)を補助しています。

平成21年度に実施した事業は次のとおりです。

- 125件の交付を行い、事業開始から延べ1,869台の補助対象生ごみ処理機に補助をしてきました。⁽²³⁾

オ 剪定枝・刈草等再生利用実験事業

平成21年度に実施した事業は次のとおりです。

- 市内の道路・河川・公園等の維持管理業務に伴って発生する、剪定枝・刈草等の一部を、再生資源化実験として堆肥化を平成17年度から引き続き実施しています。なお、出来上がった堆肥は市民に無料配布しました。⁽²³⁾

年度	堆 肥 化	
	搬入量 (t)	完成堆肥量 (m ³)
平成17	1,519	約1,400
18	1,654	約1,900
19	1,256	約1,980
20	1,501	約2,280
21	1,273	約1,830

カ 建設工事における建設資材の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づく届出等を通じ、解体工事等の対象建設工事における特定建築資材(コンクリート・木材等)の再資源化を確保するため、県関係部署と連携協力し、分別解体等について周知啓発活動やパトロールに取り組み、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理の円滑化に努めています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 平成 21 年度の届出件数及び通知件数は 708 件あり、ホームページへの掲載等の周知啓発活動や平成 16 年度から実施した届出済み物件へのシールの交付により、民間工事に周知を図りました。⁽³⁷⁾

(3) 不要な廃棄物を出さない生産から廃棄に至るしくみの整備

ア ごみ処理基本計画の推進

平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間の計画期間とする「ごみ処理基本計画」について、中間年度の見直しを行い、平成 18 年 3 月に策定した後期計画を進め、資源循環型・低環境負荷型社会をより一層推進しています。また、平成 21 年度については、次期計画(平成 23 年度～平成 32 年度)についての基礎調査をしました。⁽²³⁾

イ 産業廃棄物減量化の推進

前年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の発生量が 1,000 トン以上、または、特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画書の提出を受け、翌年度に、この実施状況の報告を受けて、これらを公表しています。⁽²⁴⁾

ウ 廃棄物減量化を目指した事業活動の推進

公設卸売市場では、市場入場業者で組織している市場協会内の環境美化委員会が中心となり、「環境にやさしい卸売市場の推進」を目標に、ごみの減量化やリサイクル等に努めています。また、市場外からのごみの持ち込みを禁止するとともに、市場開場日の午前 6 時から午後 4 時以外の時間はごみ集積所を閉鎖しています。さらに、発泡スチロールやダンボールの処理についても、再資源化を進めており、昨年からは市場協会が主体となり、市場から排出される廃パレットの再資源化にも取り組んでいます。水産仲卸組合では、魚類の残サイを資源として養殖用魚類等の飼料に再加工し、リサイクル利用を進めているところです。⁽²¹⁾

エ 農業集落排水処理施設から発生する汚泥のコンポスト化

農業集落排水処理施設から発生する汚泥をコンポスト化し、肥料として農地に還元するとともに処理水も農業用水として再利用しています。⁽²⁰⁾

(4) その他

ア 廃棄物収集情報管理システム事業(ごみコールセンター事業)

大津市が行う廃棄物の収集処理及び関係する事務処理において、市民サービスの向上と事務処理作業の迅速化・的確化・効率化及び経費の削減を目的に、平成 16 年 1 月から電話受付を行う「ごみコールセンター」及び地図情報システムを活用した「大津市廃棄物収集情報管理システム」を運用しています。平成 21 年度の問い合わせ・収集申し込み・苦情等の受付件数は、63,118 件でした。⁽²³⁾

イ 各種リサイクル法への対応

自動車リサイクル法に基づく各業の登録及び許可事務を行い、各業で必要な手続き等をしない事業者に対し、勧告等を実施しています。平成 21 年度の許可登録関係(新規・更新)は 41 件、届出関係(変更・廃止)は 34 件でした。⁽²⁴⁾

2 省資源・省エネルギーの推進

廃棄物の排出量の増大、エネルギー使用量の増大などに対応していくために、大量生産、大量消費、大量廃棄中心の考えを改め、使用節減、再使用、再生利用、再生品利用を積極的に推進していきます。また、エネルギー消費の実態を把握し、ライフスタイルや事業活動を見直し、省エネルギー機器・建物の普及を図ります。

化石燃料等の利用による環境への負荷の増大、資源の枯渇等に対応して、環境負荷の少ないエネルギーの選択を進めるとともに、太陽光発電などの自然エネルギーの利用や廃棄物焼却余熱などの都市廃熱の利用など、未利用エネルギーの利用をすすめます。

< 現況 >

平成 19 年度の本市のエネルギー消費量は、産業部門 41.4%、運輸部門 24.9%、民生家庭部門 18.6%、民生業務部門 15.1%という推計結果になっています。⁽²²⁾

< 実施事業等 >

(1) 環境負荷の少ないライフスタイルの推進

日常生活や事業活動が省資源・省エネルギー型になるよう環境配慮指針を策定し(平成 11 年 3 月)、おおつ環境フォーラム生活の見直しグループとの協働により、ライフスタイルの見直しチェック表「エコチェック 31」の普及に努めるなど環境負荷の少ないライフスタイルを推進してきましたが、平成 21 年度は仰木の里学区、おおつ環境フォーラムなどと協働して、環境に配慮した暮らしを行うきっかけづくりとして、「仰木の里学区エコライフデー」を実施しました。

また、市の広報誌による省エネルギー等の啓発や市民に家庭での電気使用量を目で見確認できる省エネ啓発機器を貸出し、省エネ・省資源活動を家庭で行うことを目的とした「省エネチャレンジャー事業」を実施しました。⁽²²⁾

消費生活センターでは、消費生活条例の制定に伴い、消費生活における環境への配慮に関する規定を設け、環境負荷の少ない消費生活の推進に努めることを盛り込みました。また、啓発活動の一環としてリフォーム講座を開催しました。⁽¹⁰⁾

(2) 環境に配慮した消費（グリーン購入）の推進

環境への負荷の少ない製品・サービス等を優先的に購入することを「グリーン購入」といいます。この取り組みを積極的にすすめ、環境保全型商品、原材料等の市場形成を促進するため、平成 8 年 2 月に全国組織として「グリーン購入ネットワーク」が設立され、大津市も平成 8 年 8 月に加入しています。平成 11 年 3 月には「大津市役所グリーン購入推進基本方針」を定めました。また、県内の事業所や自治体等が連携してグリーン購入を推進するために、平成 11 年 12 月には「滋賀グリーン購入ネットワーク」が設立され、453 団体(平成 22 年 4 月現在)が加入し、大津市は幹事として携わってきました。⁽²²⁾

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 「滋賀グリーン購入ネットワーク」の自治体のグリーン購入研究会に加入し、県内の自治体が組織的にグリーン購入を推進するために情報収集を行いました。また、9 月にリサイクルマーケット・イン大津でグリーン購入を呼びかけたほか、平成 22 年 3 月に市内の店舗における「環境にやさしい買い物キャンペーン」に参加しました。⁽²²⁾

(3) 環境負荷の少ない事業活動の推進

- 「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」第 97 条の規定に基づく環境保全協定を 62 事業所と締結しています。本協定に基づき、環境保全の取り組み等の実施状況について、各事業者から環境報告書が

提出され、この報告内容を市のホームページに掲載するなどして事業者の積極的な環境保全に関する活動状況を周知しました。また、協定締結事業所における環境管理の推進を目的とした研修会の開催や情報提供を行いました。(22)

- 企業局では都市ガスへの燃料転換を推進しており、省エネのためのガスコージェネレーション設備の導入や工業炉・ボイラー等の燃料転換でCO₂削減による環境負荷の軽減を進めています。国においてもガスコージェネレーション導入による省エネ設備の導入、エネルギー多消費型設備の天然ガス転換について、補助制度を設けて推進しています。

別表のとおり、環境保全協定を締結した事業所を主に、コージェネレーション設備の導入や都市ガスへの燃料転換を実施されています。(48)

別表

年度	年間 CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	算出方法	事業所名	転換時燃料	備考
平成 15	35,942.0	火力発電ベース	大津板紙(株)	C 重油	完了
	13,101.0	火力発電ベース	日本電気硝子(株) 1 期	A 重油・LPG	完了
	228.0	火力発電ベース	ニプロ(株)	ブタン	完了
平成 17	575.0	火力発電ベース	日本電気硝子(株) 2 期	A 重油	完了
	4,760.0	火力発電ベース	(株)カネカ	灯油	完了
平成 18	29,000.0	火力発電ベース	東レ(株)	C 重油	完了
	1,141.0	火力発電ベース	日本精工(株)	灯油・LPG	完了
	824.0	火力発電ベース	近江鍛工(株)	LPG	完了
	3,900.0	火力発電ベース	(株)カネカ	A 重油	完了
平成 19	8,300.0	火力発電ベース	東レ(株)	C 重油	完了
平成 20	980.0	火力発電ベース	東洋紡(株)総合研究所	A 重油	完了
	3,023.0	火力発電ベース	NECセミコンダクターズ 関西(株)	A 重油	完了
平成 21	407.0	火力発電ベース	旅亭紅葉	A 重油	完了
合計	102,181.0	—	—	—	—

二酸化炭素の排出削減対策の成果を算定する方法

※ 火力発電ベース…火力発電で発電した「火力ベースの電気」

※ 全電源ベース…二酸化炭素が出ない原子力や水力など全ての電源を基にした「全電源ベースの電気」

(4) 環境負荷の少ない農業の推進

化学農薬や化学肥料の使用を通常の5割以下に削減する「環境こだわり農産物」の栽培への取り組みを推進するとともに、農業から排出される使用済みの廃プラスチックの適正処理を推進しました。(19)

(5) 未利用エネルギーの活用

太陽エネルギーや都市余熱などの未利用エネルギーを有効に活用することが大切です。市では大津市環境美化センターのごみ焼却施設の余熱を富士見温水プールの熱源に、また、北部クリーンセンターごみ焼却施設の余熱を老人憩の家「やまゆり荘」の入浴施設の熱源に利用しています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 市の公共施設における新エネルギー導入を推進するため、「市有施設における新エネルギー利用方針」に基づき、天神山保育園に 10kw、旧大津公会堂に 1.68kw の太陽光発電システムを設置しました。

市有施設への太陽光発電システム設置状況

設置場所	能力(kw)
天神山保育園	10
皇子山球場	3.57
旧大津公会堂	1.68
膳所小学校	18
膳所幼稚園	9
膳所浄水場	20
一里山緑のふれあいセンター	5
大石グリーンパーク	4.27
合計	71.52

3 環境への負荷の少ない都市基盤づくりの推進

人・物の移動や市街地の拡大によるエネルギー・資源消費の増大、住工混在などの環境問題等に対応するため、適正な土地利用や施設配置の検討、効率的な移動手段・システムの整備等をすすめ、環境負荷の小さな循環型のまちづくりを進めます。

公共施設等の管理者は、率先して地域の環境保全を図る立場から、適正な施設等の管理を行います。

< 実施事業等 >

(1) 公共交通網の整備

自動車交通と公共交通とが適正に連携した交通体系を構築することを目的として、平成 16 年度から浜大津駅を拠点として実施しているパーク&ライドを、平成 17 年度末から通年化しました。また、年間を通して駅でのポスター掲示やホームページにより事業の周知を行うとともに、秋の観光シーズンにおいては案内板の設置やチラシの配布等の集中的な広報展開により、平成 21 年度は下記のとおり利用台数は増加しました。⁽³⁸⁾

パーク&ライドの実施状況

年度	実施期間	利用台数	1日平均利用台数
平成 16	11/1～12/5	250 台	7.14 台
平成 17	3/11～12/4 12/28～3/31	2,580 台	7.11 台
平成 18	通年	7,189 台	19.70 台
平成 19	通年	8,417 台	23.00 台
平成 20	通年	8,734 台	23.9 台
平成 21	通年	11,320 台	31.0 台

(2) 道路交通網の整備

移動の効率性、利便性を高め、渋滞を解消して環境負荷を低減させるため、幹線道路や生活道路などの道路交通網の整備、歩道の整備を進めています。

ア 総合交通ネットワークの構築

平成 18 年度に策定した『大津市都市計画マスタープラン』における本市の都市交通体系整備の方針は、「自動車を賢く利用する」といったモビリティ・マネジメントの考えを基本にしています。この考えは、単なる公共交通の利用促進にとどまらず、環境対策を前提に市民における移動目的にあわせた各種交通機能の利用を想定しているものです。よって、モビリティ・マネジメントの考えを啓発しながら、その上で必要となる幹線道路や公共交通施設、道路環境の整備を行っていきます。⁽³⁰⁾

イ 幹線道路・生活道路の整備

都市計画道路は戦後から高度経済成長期にその多くが定められました。人口の増加、経済の成長、交通量の増大、市街地の拡大等を前提に決定されたものと考えられますが、近年の全国的な人口の減少、将来交通需要の減少、経済の低成長、市街地の拡大の収束等の社会情勢の変化を踏まえると、都市計画道路の見直しの必要性が高まっています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 幹線道路の整備促進を図っていますが、都市計画決定後の社会・経済情勢の変化や周辺道路の整備状況の変化に伴い、当初の必要性に変化が生じている路線もあることから、平成 17 年度から都市計画道路網の見直しを進め、28 路線について、変更・廃止の手続きを行いました。⁽³⁰⁾
- 駅前にふさわしい安全・快適なまちづくりを目指して、堅田駅西口において都市の骨格となる幹線道路・

駅前広場・公園等の都市施設を整備する土地区画整理事業の推進を図りました。⁽³³⁾

- 狭隘な道路や老朽住宅が密集する大津駅西地区において、土地区画整理事業による基盤整備に併せて、住宅市街地総合整備事業による住環境の改善を推進し、中心市街地活性化を図りました。⁽³⁴⁾
- 街並み側溝整備事業として、堅田・長等・逢坂・中央・平野・膳所・瀬田学区等を対象に、古い街並みが現存し、道路幅員が狭く未改修の箇所において、昭和 58 年から現存の街並み保存を図りながら計画的に側溝整備を実施しています。(5 路線 延長 195m)⁽⁴¹⁾
- 既存団地において新しく市道認定された道路は、側溝や舗装整備がほとんどされていないため、計画的に整備を行っています。(4 路線 5 箇所)⁽⁴¹⁾
- 都市計画道路 3・4・9 号、都市計画道路 3・4・21 号、都市計画道路 3・4・53 号、市道幹 1066 号線、市道北 3225 号線、市道近江舞子線の道路改良を進めるとともに、生活道路の整備を行いました。⁽⁴⁰⁾

(3) 環境保全型交通ネットワークの形成

ア 総合交通ターミナル機能の整備

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- かねてより検討されてきた膳所駅の駅舎橋上化によるバリアフリー化に向けた駅周辺整備基本計画の策定、駅舎橋上化予備設計を実施しました。⁽³²⁾

イ 歩道・自転車道の整備

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 大津市交通バリアフリー基本構想で重点整備地区となっているJR大津駅・京阪浜大津駅周辺地区において、歩道のバリアフリー化、歩道整備について地元及び関係機関と協議、調整を行いました。また、膳所駅周辺地区を新たな重点整備地区として位置づけ、バリアフリー整備の方向性について検討しました。⁽³⁸⁾
- 都市計画道路 3・4・9 号、都市計画道路 3・4・21 号、都市計画道路 3・4・53 号、市道幹 1066 号線、市道北 3225 号線、市道近江舞子線などで、歩道の設置及び改良を行いました。⁽⁴⁰⁾
- 歩道整備(4 路線 延長 545m)や、駅周辺・団地内道路の 3 箇所、歩道の段差を解消する工事を行いました。⁽⁴¹⁾

ウ 駐車場・駐輪場の整備

自転車は環境への負荷の少ない乗り物ですが、駅前広場や歩道に放置されると、車椅子や歩行者の通行のさまたげとなり、救急、消火活動の支障となるなどの問題がおこります。市では、主要な駅前を中心に 33 箇所、15,192 台(自転車 11,239 台、原付・自動二輪 2,828 台、一時預り 1,125 台、平成 22 年 4 月 1 日現在)の駐輪場を整備し、利便性の向上を図るとともに放置自転車等の対策に努めています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 堅田駅前自転車駐車場の移転新築⁽⁴¹⁾
- 石山寺駅前自転車駐車場で 2 箇所の増設⁽⁴¹⁾

大津市自転車駐車場一覧表

(H22.4.1)

番号	名称	開設年月日	設置者	構造・形式	延床面積 (㎡)	収容台数 (台)	内訳		
							自転車	バイク	一時
1	堅田	昭 55.04.01 平 12.04.01 平 21.07.02	大津市	スライドラック 立体 2 階	1,957	1,567	1,236	181	150

2	比叡山 坂本	昭 56.11.01 昭 58.04.01	大津市	平面自走式	1,099	600	300	200	100
3	比叡山 坂本第2	平 06.03.01	大津市	平面自走式	673	320	208	112	
4	坂 本	昭 56.05.01	大津市	平面自走式	698	300	175	97	28
5	唐 崎	昭 56.11.01 平 01.04.01	大津市	平面自走式	817	450	340	60	50
6	大津京	昭 56.11.01 平 12.04.01	大津市	平面自走式	945	710	566	105	39
7	石 山	昭 56.04.01	大津市	平面自走式	1,171 (JR529)	650	271	306	73
8	石山第2	平 06.05.01	大津市	平面自走式 立体2階	725	710	288	314	108
9	瀬 田	昭 56.10.01	大津市	平面自走式 立体2階 二段ラック	4,008	2,540	1,837	561	142
10	瀬田北	平 04.05.01 平 13.05.01	大津市	立体3階 二段ラック	540	313	298	15	
11	膳 所	昭 58.05.01 平 13.07.01	大津市 自普振	平面自走式	881	500	287	172	41
12	膳所2	昭 61.04.26	大津市	平面自走式	592	270	156	70	44
13	晴 嵐	昭 59.04.01	大津市	平面自走式 立体2階 高収納ラック	1,167	950	665	219	66
14	唐 橋	平 04.01.16	大津市	平面自走式	858	350	200	100	50
15	大 津	昭 56.10.01 昭 59.10.01 平 12.04.01	大津市	平面自走式 二段ラック	390	360	200	116	44
16	晴嵐2	平 03.04.01	大津市	平面自走式 二段ラック	416	470	400		70
17	おごと温泉	平 05.02.01	大津市	平面自走式 立体2階	1,973	710	390	200	120
小 計					18,910	11,770	7,817	2,828	1,125
1	小 野	平 14.04.01	大津市	平面自走式	1,552	700	700		
2	和 邇	昭 56.10.01	大津市	平面自走式	1,219	1,000	1,000		
3	蓬 萊	平 04.04.23	大津市	平面自走式	134	60	60		
4	志 賀	平 03.04.01	大津市	平面自走式	227	192	192		
5	比 良	平 03.04.01	大津市	平面自走式	106	120	120		
6	近江舞子	平 05.11.21	大津市	平面自走式	367	200	200		
7	北小松	平 03.04.01	大津市	平面自走式	118	50	50		
8	追 分	昭 58.04.01	大津市	平面自走式	176	100	100		
9	石山寺	昭 59.04.01	大津市	平面自走式	281	180	180		
10	滋賀里	平 02.09.15	大津市	平面自走式	350	180	180		
11	南志賀	平 02.09.15	大津市	平面自走式	350	180	180		
12	南 郷	平 07.10.01	大津市	平面自走式	250	150	150		
13	松の馬場	平 09.04.01	大津市	平面自走式	298	130	130		
14	近江神宮前	平 17.01.04	大津市	平面自走式	46	40	40		
15	石 場	平 18.04.01	大津市	平面自走式	98	60	60		
16	大石東	平 01.04.15	大津市	平面自走式	131	80	80		
小 計					5,703	3,422	3,422		
合 計					24,613	15,192	11,239	2,828	1,125

第5節 健全な水循環の確保

1 水循環機能の保全と創造

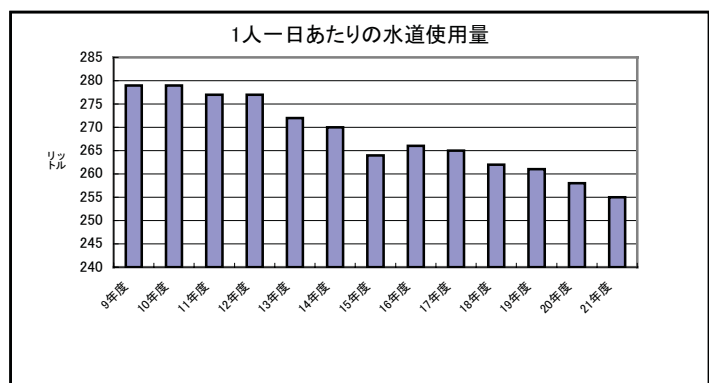
森林や農地の適切な維持管理、河川における自然浄化能力の維持・回復のための水質・水量の確保、水生生物等の生息環境、水辺植生等の保全、市街地部における雨水地下浸透の推進、湖辺環境の適正な保全等を通じて、健全な水循環の維持・回復を図ります。

市民に身近な水循環である井戸や湧水の保全・活用を進め、水循環の重要性について理解を深めます。

効率的な水利用を進めるため、水資源の有限性についての啓発、生産工程での水の循環的利用、水利用のムダを省くライフスタイルの普及を推進するとともに、雨水利用や再生水利用等の水循環に結びつく新たな水利用システムの検討を進めます。

<現況>

本市における水道使用量は、1人1日あたりで見ると減少傾向にあります。要因としては、かつて増加要因となっていた下水道の整備がほぼ終了したに加え、近年の市民の節水意識の向上や洗濯機、食器洗い機等の節水型機器が普及したことが要因となっていることが推定されます。



(注) 平成16年度までは、旧志賀町との合併前の数値

<実施事業等>

(1) 水循環機能の保全と創造

ア 雨水の浸透と有効利用

- 長等小学校ほか4施設に雨水浸透施設や雨水貯留タンクを設置しました。溜まった雨水は、花の水やり等に使用し子どもたちへ水の大切さを教える環境学習にも役立っています。また、雨水貯留施設設置の助成では、68箇所について助成を行いました。⁽⁴³⁾
- 歩道の設置および改良に際して透水性舗装を採用しました。市道幹1036号線の延長250m、市道中3502号線の延長25m、市道中2210号線の延長226mで実施しました。⁽⁴¹⁾
- 公園整備事業を進めるうえで、透水性舗装による市街地の雨水の地下浸透に努めました。公園内には高木を中心とした植栽を図るとともに張芝等を行い、水循環機能の保全に努めています。⁽³⁵⁾

(2) 水利用の効率化の推進

ア 水利用の効率化の啓発等

- 第51回水道週間(6/1~6/7)に浄水場の一般公開を行い、琵琶湖の水が飲料水になるまでの過程を見学していただき、水の大切さに対する理解を深めていただきました。⁽⁴⁹⁾
- 第51回水道週間に、懸垂幕「水を大切にしましょう」を掲揚し、啓発に努めました。⁽⁴⁹⁾
- 「水道水源クリーン作戦(膳所浄水場周辺湖岸の清掃)」については、21年度は新型インフルエンザの影響により中止となりました。⁽⁴⁹⁾

- 企業局発行の広報誌「パイプライン」で水道水質の現状及び基準、水道事業にかかる費用、限られた水源の大切さを啓発しました。⁽⁴⁹⁾

イ 工場・事業場における水利用の効率化の推進

- 市内事業所と環境保全協定を締結し、締結事業者に自らの管理による資源(水)利用の効率化を求めました。⁽²²⁾

ウ 農業用水の有効利用の推進

- ほ場整備事業で区画整理に伴う不耕作地の解消と水路整備により、田園の景観の保全や水の循環に伴う生態系の保全を図りました。また、ほ場整備区域内に設置した循環型反復利水のため池により、水の有効利用と濁水の防止を図りました。(田上関津地区・上仰木地区・上仰木Ⅱ地区・佐川地区)⁽²⁰⁾

第6節 地球環境保全の推進

1 地球温暖化の防止

地球温暖化の原因物質である二酸化炭素等の排出量を削減していくために、ライフスタイルや事業活動の見直しを推進するとともに、エネルギー消費の少ない交通体系への転換などをすすめます。また、二酸化炭素を含め温室効果ガスの排出実態の継続的な把握に努めます。

<実施事業等>

(1) 地球温暖化防止地域行動計画の推進

ア 地球温暖化防止地域行動計画

市では、市民、事業者、行政のパートナーシップ(協働)により、地球規模の環境問題に取り組んでいくための課題と具体的な行動を示すとともに、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした「天津市地球環境保全地域行動計画(アジェンダ 21 おおつ)」を平成 12 年 3 月に策定しました。

計画では、平成 22 年度に市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量を、平成 2 年度の排出量より 6%削減すること、その他の温室効果ガスについては可能な限り削減に努めることを総合目標に掲げています。

市域の温室効果ガス排出量は、平成 19 年度は 2,146 千 t-CO₂ で、このうち 93%を二酸化炭素が占めていました。また市民一人当たりの二酸化炭素は平成 2 年度に比べ 1.0%増加しており、民生家庭部門及び民生業務部門における増加が顕著でした。

温室効果ガス推計結果

(t-CO₂換算)

ガス	2007 年	
	排出量	割合
二酸化炭素	1,992,272	92.8%
メタン	6,576	0.3%
一酸化二窒素	12,482	0.6%
HFC 等 3 ガス	134,683	6.3%
合計	2,146,013	100%
市民 1 人当り	6.54	—

二酸化炭素推計結果

(t-CO₂換算)

部門	2007 年	
	排出量	割合
産業部門	737,172	37.0%
製造業	723,238	36.3%
鉱業・建設業	13,200	0.7%
農林水産業	734	0.0%
民生家庭部門	412,583	20.7%
民生業務部門	321,033	16.1%
運輸部門	490,852	24.6%
自動車	452,949	22.7%
電車	37,903	1.9%
廃棄物部門	30,633	1.5%
合計	1,992,272	100%
市民 1 人当り	6.07	—

イ おおつ環境フォーラムの活動

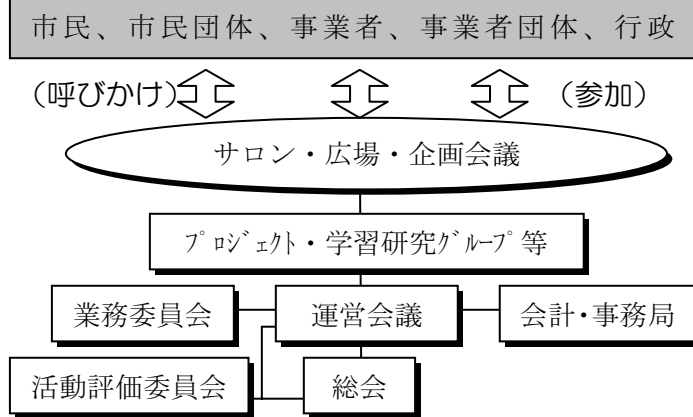
平成 13 年 12 月 1 日、『アジェンダ 21 おおつ』(天津市地球環境保全地域行動計画)に掲げた取り組みを市民、事業者、行政が力を合わせて推進することを目的におおつ環境フォーラムが設立されました。

おおつ環境フォーラムは、プロジェクトの推進を中心とした組織となっており、環境問題に関心を持つ会員が交流し、取り組むテーマとメンバーが固まれば活動計画をたてるとともに役割や責任を分担した「プロジェクト」として事業に着手することになります。

平成 18 年 4 月には、明日都浜大津 4 階に開設された「環境学習情報室(愛称:こどもエコ・ラボ)」に、事務局機能を設置しました。平成 22 年 3 月末現在、会員数は 242 人・団体で、9 プロジェクト、4 学習研究グループが活動しています。その他、フォーラム通信を作成するチームなどがある業務委員会、事務局があります。

プロジェクト等のリーダーや各種団体メンバーは、定期的に運営会議を開催し、事業調整や運営を行います。

<フォーラムのしくみ>

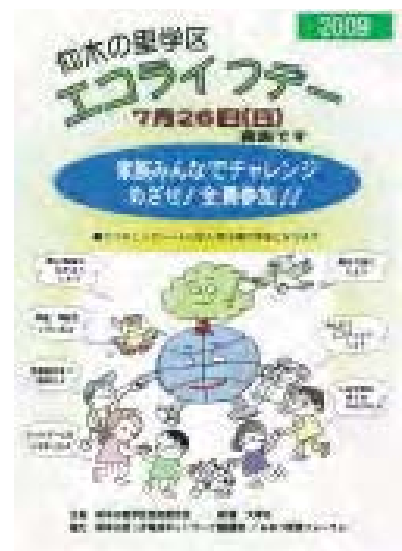


<プロジェクト等の名称>

- | | | |
|-------------|-----------------|-----------------|
| (1)プロジェクト | ①子どもが遊べる川づくり | ②生ごみリサイクル |
| | ③菜の花 | ④環境マネジメントシステム |
| | ⑤ビオトープづくり | ⑥自転車にやさしいまちづくり |
| | ⑦里山保全 | ⑧雑がみ及び紙分別とリサイクル |
| | ⑨大津の森とエコハウス | |
| (2)学習研究グループ | ①生活の見直し | ②エネルギー |
| | ③いきいき河川 | ④景観 |
| (3)業務委員会 | ①フォーラム通信チーム | ②情報システムチーム |
| (4)その他の活動 | おおつエコ祭り実行委員会 など | |

平成 21 年度の活動回数は延べ約 630 回、活動参加者数は約 10,700 人でした。前年度(640 回、約 9,400 人)に比べて、活動回数はやや少なかったものの、参加者数は増加し、活発な活動が展開されました。

市では、「おおつ環境フォーラム」の活動を支援したほか、仰木の里学区自治連合会主催の「エコライフデー」をおおつ環境フォーラムと協働して進めました。⁽²²⁾



(2) 二酸化炭素（CO₂）排出量の削減

ア CO₂排出の少ない都市構造の形成

- 石炭、石油等を燃料とする工業炉、ボイラー等の設備を天然ガス化することにより、CO₂ の削減を図るため、産業用、業務用を中心にボイラー等の燃料転換を着実に進めています。また、高効率エネルギーシステムの導入を促進し、エネルギー等の効率化を図るため、産業用、業務用、家庭用において、ガスコージェネレーションシステムの普及を促し、設置台数は着実に伸びています。⁽⁴⁸⁾

イ CO₂排出の少ない交通体系の形成

- 天然ガス自動車の民間事業者への普及を促すため、企業局では自動車導入時の補助金制度をさらに充実させ、国の補助金額の 4/5 以内を補助して、ガソリン車との価格差を縮めています。PR活動の継続等により、公用車はもとより、着実に普及しています。（平成 21 年度末、大津市内に 93 台）⁽⁴⁸⁾
- バス事業者がノンステップバス車両を導入する際に、その一部を助成しました。（中型 1 台）⁽³⁸⁾

2 オゾン層の保護

法律に基づくシステムによる特定フロン等の効果的な回収を進めます。

<実施事業等>

(1) 特定フロン等の効率的な回収の推進

地球環境問題への機運の高まりを背景に、平成 6 年 8 月から大津方式による廃冷蔵庫の冷媒フロンガス回収を開始し、平成 8 年度からは廃エアコンにまで適用範囲を拡大してきました。平成 13 年 4 月から施行された特定家庭用機器再商品化法により、廃冷蔵庫と廃エアコンの冷媒として使用されるフロンガスの回収義務が製造業者に課せられ、平成 16 年 4 月から廃冷凍庫についても同様の措置がとられています。したがって、処理対象機器の台数が激減したことにより、大津方式によるフロンガス回収は終了しましたが、家庭用冷風機等冷媒フロンガス使用機器については引き続き搬入施設において回収事業を実施することにより、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」の趣旨に沿った適正処理に努めています。⁽²³⁾

大津方式によるフロン回収状況

年度	処理台数 (台)	
	廃冷蔵庫・ 冷凍庫	廃エアコン
平成 10	2,562	356
11	2,327	454
12	3,143	893
13	463	315
14	34	11
15	45	3
16	15	1
17	15	16
18	5	0
19	0	0
20	7	0
21	0	0

上表には家庭用冷風機等冷媒フロンガス使用機器からの回収台数を含む

3 その他地球環境問題の取り組み

工場・事業場等の窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制を進めます。

森林の保護のために、熱帯産木材等の使用抑制、木材製品の使用長期化や再利用など木材の利用方法を見直していくとともに、森林の整備と林産資源の活用を図ります。

<実施事業等>

(1) 木材製品の有効利用の促進

建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、特定建設資材である木材の再資源化を図るため、再資源化施設等で処分を行っています。⁽⁴²⁾